令和４年第２回三股町農業委員会総会議事日程

令和４年２月２８日（月）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第４号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　報告第５号使用貸借契約の合意解約について

日程第５　　議案第７号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第６　　議案第８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

日程第７　　議案第９号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第８　　議案第１０号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第９　　議案第１１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和４年第２回三股町農業委員会総会審議結果

日程第５

議案第７号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　４　）

日程第６

議案第８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（　２　）

日程第７

議案第９号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　６　）

日程第８

議案第１０号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（　１　）

日程第９

議案第１１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　１２０　）

令和４年第２回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　２月２８日（月曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　２月２８日（月曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員　　兒玉　道郎
農地利用最適化推進委員　　西田　保子

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長
事務局　課長補佐
事務局　主　事

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和４年第２回三股町農業委員会総会を開催いたします。尚、本日は新型コロナウィルス感染防止のため、時間を短縮して行いたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんと西田保子さんが会議に出席し、第３ブロック、第４ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に２番委員の上水広志さんと３番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第４号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第４号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計35件56筆57,817㎡、うち田が30筆29,927㎡、畑が26筆27,890㎡でございます。詳細については、総会資料3頁35番から9頁69番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の報告に進みます。日程第４、報告第５号使用貸借契約の合

意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第５号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計３件３筆6,928㎡、うち田が２筆3,249㎡、畑が１筆3,679㎡でございます。詳細については、総会資料11頁３番から５番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第５、議案第７号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第７号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計４件８筆10,019㎡、畑が８筆10,019㎡でございます。詳細について、担当が４件続けてご説明いたします。

事務局
議案第７号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料13頁６番から９番になります。別冊の航空写真とあわせてご覧ください。
受付番号６番、受付年月日：令和４年２月９日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他２名、申請地：樺山字植木原〇〇〇〇番〇、地目：畑、合計面積：194㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号７番、受付年月日：令和４年２月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字千町牟田〇〇〇〇番〇他２筆、地目：畑、面積：2,372㎡です。こちらは受人要望による賃借権設定（5年間）となっております。受人は〇〇〇在住の新規就農者で、露地野菜を中心に営農計画が上がっております。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号８番、受付年月日：令和４年２月10日、受人：〇〇〇〇、

渡人：〇〇〇〇、申請地：餅原字下原〇〇〇番〇、地目：畑、合計面積：3,120 ㎡です。こちらは受人要望による賃借権設定（5 年間）となっております。受人は〇〇〇在住の新規就農者で、露地野菜を中心に営農計画が上がっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 9 番、受付年月日：令和 4 年 2 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：有限会社　〇〇〇〇〇〇、申請地：餅原字下原〇〇〇番〇他 2 筆、地目：畑、合計面積：4,333 ㎡です。こちらは受人要望による賃借権設定（5 年間）となっております。受人は都城市在住の新規就農者で、露地野菜を中心に営農計画が上がっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、担当委員の説明を 6 番から順にお願いします。

１番委員（小倉休幸）
受付番号 6 番は 2 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇〇〇〇〇〇在住で〇〇〇〇〇を本業としながら、農業を兼務されています。農業従事者は受人と奥さん、父親の 3 名です。営農状況は水稲が 36 アール、露地野菜が 2 アール、飼料作物が約 160 アール、和牛 33 頭となっております。第 1 ブロック管内での 3 条申請は珍しいくらいでありますが、今回は渡人の要望もあり、購入されるものです。面積も 2 アール程度でありますので、将来は宅地化されることも予想されますが、自給野菜の栽培をされると思われます。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（西田保子）
受付番号 7 番は 2 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による賃借権の設定となっております。受人は〇〇〇在住で、甘藷、生姜、大根を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。農業に従事する人は 2 名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため賃借権の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等

も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号８番は２月 24 日に第４ブロック委員３名で現地確認、聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による賃借権の設定となっております。受人は〇〇〇在住で、甘藷、生姜、大根を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。農業に従事する人は２名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため賃借権の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号９番は２月 24 日に第４ブロック委員３名で現地確認、聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による賃借権の設定となっております。受人は〇〇〇在住で、甘藷、生姜、大根を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。農業に従事する人は２名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます農地の拡大を図るため賃借権の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）
只今、担当委員の説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんか。

２番委員（上水広志）
７番から９番について、新規就農者ということですが、何歳ですか。また、今まで農業はされていたのですか。

農地利用最適化推進委員（西田保子）
〇〇歳です。

３番委員（内村介貞）
〇〇の機械部に勤務されていたのですが、昨年より二人で就農されていましたが、今年から別々に就農するということです。

事務局
今年、〇〇の方で新規就農者の認定申請をするということで、農地台帳に載っている農地を保有していないということで、今回、同意書で借りている農地を賃借権という形で３条申請をされたところです。また、〇〇の方でも借りている農地を賃借権の設定をされるということです。

２番委員（上水広志）
前にも申請相談があった人ですね。わかりました。

議長（溝口良信）
他にないですか。

４番委員（下石昭廣）
6 番について参考までに聞かせてください。農業経営の従事要件等の条件に問題はないのですが、距離が遠いのではないかということが一つ。もともとは住宅が建っていたとこですか。

1 番委員（小倉休幸）
もともとは住宅があって、それに付随した畑です。

事務局
申請地の隣の宅地を申請人の息子さんが購入されていて、地主さんより隣の畑も買ってくれないかとの要望があり、息子さんには農地を取得する資格がないので、父である申請人が 3 条申請をされたということです。

４番委員（下石昭廣）
はい。わかりました。

議長（溝口良信）
他に何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号 6 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 6 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 7 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 7 番は許可することに決定いたしました。続きまして、

受付番号８番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので､受付番号８番は許可することに決定いたしました｡続きまして、受付番号９番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号９番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第６、議案第８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてございます。合計２件５筆 1,806 ㎡、畑が５筆 1,806 ㎡でございます。詳細については、担当が２件続けて、ご説明いたします。

事務局
議案第８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について、ご説明いたします。総会資料の 15 頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号１番、許可年月日：昭和 50 年 10 月 16 日、許可番号：〇〇〇〇-〇〇〇、転用事業者〇〇〇〇株式会社です。事業を遂行できない理由は、譲渡人が転用許可後に家族の介護等で事業を計画通りに遂行できなくなったということです。後ほど、５条申請でもご説明いたします。

続きまして、受付番号２番、許可年月日：令和３年 12 月 15 日、許可番号①〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇、②〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇、転用事業者：〇〇〇〇有限会社です。事業を遂行できない理由は、①〇〇〇〇番と〇〇〇〇番を貸駐車場、②〇〇〇〇番と〇〇〇〇番を倉庫として転用許可を受けましたが、倉庫を建築するにあたり、申請人、工事人との協議にて倉庫面積の変更があったため事業計画変更をするものです。以上です。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。担当委員からは何かありませんか。

１番委員（小倉休幸）
１番については事務局から説明があった通りです。これについては事業計画変更に伴う５条申請で、説明をさせていただきます。

３番委員（内村介貞）
2 番については 2 月 24 日に第 4 ブロック委員で現地確認をしました。場所については航空写真をご覧ください。先程、事務局から説明があった通り、倉庫及び貸駐車場の転用許可を受けていましたが、工事の際に計画変更が起きたということで、今回の申請になったものです。以上です。

議長（溝口良信）
何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号１番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 1 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 2 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 2 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第７、議案第９号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第９号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 6 件 7 筆 3,708.40 ㎡、畑が 7 筆 3,708.40 ㎡でございます。詳細について、6 件続けて担当がご説明いたします。

事務局
ご説明いたします。総会資料の 17 頁 6 番から 18 頁 11 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号6番、受付年月日：令和4年2月10日、受人：〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：313 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は宅地造成です。こちらは第3種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして受付番号7番、受付年月日：令和4年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：362.40 ㎡です。使用貸借権設定です。転用目的は一般個人住宅1棟です。こちらは第1種農地でありますが、不許可の例外規定を満たしているため、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号8番、受付年月日：令和4年2月10日、受人：㈱〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字岡下〇〇〇〇番〇他1筆、地目：畑、合計面積：1,579 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は建売住宅4棟です。こちらは第1種農地でありますが、不許可の例外規定を満たしているため、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号9番、受付年月日：令和4年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字畑田〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：333 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅1棟です。こちらは第2種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号10番、受付年月日：令和4年2月10日、受人：㈱〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字花見原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：993 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的はモデルハウス建設3棟です。こちらは第3種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号11番、受付年月日：令和4年2月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字牧野〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：128 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は家庭菜園です。こちらは第2種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

１番委員（小倉　休幸）
受付番号6番は2月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらは先程の事業計画変更に伴う5条申請です。事業を計画通り遂行できなかったところで、今後も転用の見込みが

なくなったことから、今回、宅地造成事業で実績のある受人へ事業計画変更をするために申請されたものです。受人は住宅敷地として事業が見込めることから、申請地を取得し宅地造成をするために申請に至ったものです。雨水や生活排水等については住宅建設の時点で検討されるものです。今回の申請については、特に問題ないものとして、許可相当と判断をしました。以上です。

３番委員（内村介貞）
受付番号 7 番は 2 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で、家族が増えたため、奥さんの所有する土地に一般個人住宅を建築するものです。住宅建設に際し、境界にはブロック塀を設置し、生活排水等については合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ、雨水についても雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

５番委員（馬渡芳文）
受付番号 8 番は 2 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は建売住宅 4 棟の建設です。住宅建設に際し、周囲にはブロック塀を設置し、近隣の農地や作物等に土砂流出等の被害がないように十分に配慮するということです。また、雨水及び生活排水等は大型浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し、既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号 9 番も 2 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。現地については休耕地で雑木が生い茂っている状況でした。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的については一般個人住宅の建設です。建設に際しては周囲にコンクリートブロック塀を設置して土砂の流出を防止します。また、雨水については雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

１番委員（小倉　休幸）
受付番号 10 番は 2 月 24 日に第 1 ブロック各委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は宅建業を営まれており、今回、申請地にモデルハウス 3 棟の建設を計画され申請されたものです。申請地一帯は住宅街で、交通の利便性も高く、モデルハウスへの集客も見込まれると思われます。また、近隣には大型スーパー等もあり、生活の利便性も高いことからモデルハウスを建設されますが、相手方の要望により売却されることもあります。雨水については雨水桝を設置し、既設側溝へ排水します。生活排水等は公共下水道へ接続さ

れることから、特に問題ないものとして、許可相当と判断をしました。以上です。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）
受付番号 11 番は 2 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。農地区分は 2 種農地で畑です。転用目的は家庭菜園です。現在は除草シートで覆われていますが、家庭菜園として利用します。家庭菜園として利用するため、近隣の農地等に風通し、日照等の被害は発生せず、雨水については地下浸透で生活排水等は発生しません。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）
只今、説明が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

２番委員（上水広志）
７番について確認ですが、ここは農振農用地ではないのですか。前に農振除外したとこですか。

事務局
７番については、農振農用地ではないです。

３番委員（内村介貞）
もともとは牛舎が建っていたところで、そこだけは農振農用地ではないです。

事務局
農振をかぶせるときに、もともと牛舎が建っていて、農振農用地からは外れていたのだと思います。それで登記地目は宅地で現況が畑ということです。

２番委員（上水広志）
そうですか。わかりました。

議長（溝口良信）
他に何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号 6 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号6番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号7番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号7番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号8番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号8番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号9番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号9番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号10番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 10 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 11 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 11 番については承認することに決定いたしました。続きまして、日程第８、議案第１０号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第１０号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 19 頁及び別添の資料のお目通しをお願いします。尚、今回は〇〇〇さんの申請があがっており、更新となっております。以上です。

議長（溝口良信）

これについては先日の全体協議会において、担当の小倉委員から説明があったとおりです。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第９、議案第１１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第１１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 38 件 65 筆 63,967 ㎡、うち田が 43 筆 40,336 ㎡、畑が 22 筆 23,631 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 82 件 168 筆 155,062 ㎡、うち田が 144 筆 125,963 ㎡、畑が 24 筆 29,099 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 70 件 148 筆 135,801 ㎡、うち田が 134 筆 118,065 ㎡、畑が 14 筆 17,736 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 12 件 20 筆 19,261 ㎡、うち田が 10 筆 7,898 ㎡、畑が 10 筆 11,363 ㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 21 頁 16 番から 28 頁 53 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 29 頁 43 番から 42 頁 112 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 43 頁 113 番から

45 頁 124 番までとなっております。これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
　これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、議案第１１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について、総会資料の所有権移転に関する 21 頁 16 番から 28 頁 53 番まで、及び利用権設定に関する総会資料 29 頁 43 番から 45 頁 124 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する 21 頁 16 番から 28 頁 53 番まで、利用権設定に関する総会資料 29 頁 43 番から 45 頁 124 番までについて承認することに決定いたしました。
以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第２回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10 時 00 分